

議 案 目 次（その2）

報告第7号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について	P	1
議案第4号	工事請負契約の締結について	P	3
議案第5号	工事請負契約の締結について	P	5

報告第 7 号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 6 月 15 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法第 180 条第 1 項に規定する議会の委任による議決事件について、専決処分したので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年6月4日

江差町長 照井 誉之介

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 江差町長 照井 誉之介

(乙) A氏

2 事案の概要

(1) 令和8年3月23日、江差町字陣屋町343番地において甲が難視聴対策として管理している小平沢地区のテレビアンテナケーブル設置木柱が、腐食劣化により強風のため根元から倒壊し、A氏宅の屋根を破損させたもの。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損害について甲の責任において損害賠償することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解の概要

(1) 甲は、乙が被った損害額265,243円について、乙に対し賠償する義務があることを認め、甲が加入する賠償補償保険により補修費全額を支払うものとする。

(2) 上記内容により、乙は甲に対し、今後上記以外の一切の債権債務関係がないことを確認する。

議案第 4 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年江差町条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 7 年度（繰越）町道陣屋椴川線第 3 椴川橋架換工事
（旧橋解体工） |
| 2 工事場所 | 江差町字椴川町地内 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 58,300,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 檜山郡江差町字豊川町 168 番地 1
株式会社 前田組
代表取締役 前田 憲男 |

令和 8 年 6 月 15 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付すべき契約が、予定価格 50,000,000 円以上の工事の請負契約であるため。

議案第 5 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年江差町条例第 1 5 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 8 年度五厘沢山崎線第 2 工区道路改良工事
(路体盛土工) |
| 2 工事場所 | 江差町字鹹川町地内 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 5 1, 2 6 0, 0 0 0 円 |
| 5 契約の相手方 | 檜山郡江差町字豊川町 1 6 8 番地 1
株式会社 前田組
代表取締役 前田 憲男 |

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付すべき契約が、予定価格 5 0, 0 0 0, 0 0 0 円以上の工事の請負契約であるため。